

裁決書

審査請求人〇〇〇〇が令和3年2月16日に提起した処分庁大阪市長による生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条第1項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

本件は、大阪市長（以下「処分庁」という。）が、生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定に基づき令和2年10月30日付けで行った生活困窮者住居確保給付金支給決定の処分の名宛人である審査請求人の令和3年1月7日付けの生活困窮者住居確保給付金支給期間延長申請に対して、同年1月25日付けで行った同項の規定による生活困窮者住居確保給付金不支給決定（以下「本件処分」という。）に対して、審査請求人が、本件処分は、審査請求人においては支給要件に該当しているにもかかわらずなされた決定である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）

ア 法第3条第1項は、「この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」と規定する。

イ 法第3条第3項は、「この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。」と規定する。

ウ 法第6条第1項は、「都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第3条第3項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。」と規定する。

エ 法第6条第2項は、「前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。」と規定する。

(2) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）

ア 規則第 3 条は、次のとおり規定する。

「法第 3 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合」

イ 規則第 10 条は、次のとおり規定する。

「法第 6 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ 離職の場合又は第 3 条第 1 号に規定する場合

生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条、第 12 条第 1 項、附則第 4 条第 2 項及び附則第 5 条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して 2 年を経過していない者

ロ 第 3 条第 2 号に規定する場合

申請日の属する月において、第 3 条第 2 号に規定する状況にある者

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ 離職の場合又は第 3 条第 1 号に規定する場合

離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者

ロ 第 3 条第 2 号に規定する場合

申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の 1 月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。

四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。）以下であること。

五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。」

ウ 規則第 12 条第 1 項は、「都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において第十条各号のいずれにも該当する場合は、3 月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第 10 条各号（第 1 号を除く。）のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3 月ごとに 9 月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。」と規

定する。

エ 規則第 13 条は、「生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第 1 号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。」と規定する。

- (3) 「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について（社援発 0201 第 11 号令和 3 年 2 月 1 日）」の「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（令和 3 年 2 月 1 日第 9 版。以下「事務マニュアル」という。）及び大阪市住居確保給付金事務取扱い要領（令和 3 年 2 月 1 日改正。以下「事務取扱い要領」という。）

ア 地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知されている事務マニュアルに基づき、処分庁は事務取扱い要領を定めている。以下、事務マニュアルにおける記載を挙げるが、[] 内の記載は、事務取扱い要領において同じく記載されているもののうち、事務取扱い要領において記載の内容が異なる部分を示すものである。

イ 事務マニュアル第 7、2、(1)、エ〔事務取扱い要領 2、(1)、エ〕は、収入要件として、次のとおり定める。

① 基準額

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体〔大阪市〕が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000 円未満切り捨て。）に 1/12 を乗じて得た額（1,000 円未満切り上げ）とする。

基準額は、各福祉事務所設置自治体において〔削除〕、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

イ) 各自治体の条例〔大阪市税条例〕の内容を踏まえ、世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

ロ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ) で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000 円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ハ) ロ) で求めた収入額に 1/12 を乗じることにより基準額を算出する（1,000 円未満切り上げ）。

〔以下の表が追加〕

大阪市における基準額及び収入基準額

区 分	基準額	収入基準額
単身世帯	84,000 円	左記基準額 + 家賃額
2 人世帯	130,000 円	・家賃額は本市生活保護住宅扶助の基準額 ※を上限とする ・収入が基準額を超え収入基準額以下の場合 は一部支給となる
3 人世帯	172,000 円	
4 人世帯	214,000 円	
5 人世帯	255,000 円	
6 人世帯	297,000 円	

7人世帯	334,000 円	
------	-----------	--

※大阪市における生活保護住宅扶助基準額

1 人	2 人	3 人～5 人	6 人	7 人
40,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	62,000 円

② 世帯

「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。
ただし、未成年かつ就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。

③ 収入

イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近3ヶ月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。

ロ) 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。

また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 公的給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金をいう。

c 親族等からの継続的な仕送り

d 借入金等の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

ハ) 収入に変動がある場合の取扱い

a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。

b 公的給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

ウ 事務マニュアル第7、11、(1)〔事務取扱い要領 11、(1)〕は、支給期間の延長について、

次のとおり定める。

住居確保給付金の支給期間は3月であるが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合（常用就職したもの、収入基準額を超えない場合も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、3月の支給期間を2回まで延長及び再延長することができる。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において、2(1)(②イを除く。)を充たしている場合とする。ただし、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて3(1)によって算出される金額とする。

エ 事務マニュアル第7、11、(2)〔事務取扱い要領11、(2)〕は、支給期間の延長の手続について、次のとおり定める。

受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日（10により中止される場合を除く。）までに『住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）』（様式1－2）を自立相談支援機関〔経由で区保健福祉センター〕に提出する。

自治体〔区保健福祉センター〕は、当該受給者が受給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に求職活動等を行っていたか、2(1)(②イを除く。)に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、上記(1)による延長等の要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該受給者に『住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）』（様式7－2）を自立相談支援機関経由で交付する。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、本件処分の決定通知書によると、「申請日の属する月における申請者の収入が収入基準額を超えるため」という理由によって、本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和3年2月16日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、本件処分に対する審査請求を行った。

令和3年3月3日、審理員が指名された。

令和3年3月19日、処分庁より弁明書が提出された。

令和3年4月1日、審理員が指名された（審理員交代による指名）。

令和4年7月4日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和4年10月27日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和4年11月22日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和4年12月21日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年2月10日、審査庁より大阪市行政不服審査会に対し、主張書面を提出した。

令和5年2月14日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年3月23日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年4月13日、審査庁より大阪市行政不服審査会に対し、主張書面を提出した。

令和5年4月20日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年6月2日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。
令和5年7月11日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。
令和5年8月21日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。
令和5年8月31日、大阪市行政不服審査会より答申書が交付された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

次の(1)～(3)とおりである。

- (1) 給与収入額は受給期間（令和2年10月から12月）の3か月間であれば1月当たりの収入額は収入基準額以下である。
- (2) 延長申請月の収入額についても大阪市での生活保護費1か月分よりも少ない額で打ち切りは適法ではない。
- (3) 緊急事態宣言が延長される中での打ち切りは収入が確保できず違憲違法である。

2 処分庁の主張の要旨

次の(1)～(3)のとおりである。

- (1) 申請日の属する月における審査請求人の世帯収入が収入基準額を超過しており、支給要件を充たしていない。
- (2) 給付金は生活困窮者自立支援法に基づき支給されているもので、生活保護法による決定とは異なるものである。
- (3) 緊急事態宣言の発出による給付金の支給要件（収入要件）に変更はない。

第4 論点整理

離職を理由とする生活困窮者住居確保給付金の受給者による支給期間延長申請において、期間延長が認められるためには、その受給者における住居確保給付金の引き続きの支給が、当該受給者の就職促進に必要であると認められなくてはならず、その前提として、規則第10条第3号の規定に基づき、当該受給者の申請日の属する月における世帯収入が基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下でなくてはならない。

この点、単身世帯の受給者については、規則第10条第3号の規定の審査基準である事務取扱い要領2、(1)、エ中の表における単身世帯区分に定める収入基準額以下である必要があり、さらに、この事務取扱い要領2、(1)、エの「③収入」においては、「算定する収入の期間」、「収入に変動がある場合」に係る基準が定められているところ、本件審査請求人については、短期間のアルバイトにより、支給期間延長申請の申請日の属する月の収入のみ収入基準額を超過している状況にある。

そこで、これらの基準の具体的適用の結果、審査請求人において収入に係る支給要件を充足していないとする処分庁の判断に違法又は不当な点がないかについては、事務取扱い要領2、(1)、エの「③収入」において定める本件各基準（以下「本件各基準」という。）、及び本件各基準の具

体的適用について判断する必要がある。

第5 裁決の理由

1 認定した事実

本件審査請求については、次の(1)～(4)の事実が認められる。なお、事実記載の後ろの「【】」内には、当該事実についての証拠を記載している。

- (1) 令和2年10月19日、審査請求人は、離職を理由として、生活困窮者住居確保給付金の申請を行い【令和2年10月19日付け「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」】、処分庁は、令和2年10月30日付けで住居確保給付金支給の決定を行った【本件における審理関係人の主張の全趣旨より】。
- (2) 令和3年1月7日、審査請求人は、離職状態が継続していることを理由として、生活困窮者住居確保給付金支給期間延長申請を行った【令和3年1月7日付け「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再／再々）延長）」】。
- (3) 審査請求人は、上記(2)の申請にあたり、給与の支払いに係る明細書として令和3年1月7日付け明細（以下「明細1」という。）及び同月20日付け明細（以下「明細2」という。）の2通を提出した【審査請求人が自立相談支援機関に提出した「給料支払明細書」（「明細1」）及び「明細書」（「明細2」）】。
- (4) 明細1に係る給与は令和3年1月4日に審査請求人は受け取っており【「給料支払明細書」（「明細1」）、自立相談支援機関が作成した「住居確保給付金支給額判定・収入状況確認シート」】、明細2に係る給与は令和3年1月15日に審査請求人に支給されており【「明細書」（「明細2」）】、交通費を除き審査請求人が令和3年1月に得た給与の総額は137,950円となる【「給料支払明細書」（「明細1」）及び「明細書」（「明細2」）、自立相談支援機関が作成した「住居確保給付金支給額判定・収入状況確認シート」】。

2 論点に対する判断

生活困窮者住居確保給付金の支給については、給付行政として、その実施に係る処分庁の裁量は広範なものであり、支給要件に係る審査基準を定立した場合、その定立した審査基準の内容が法の趣旨に反するとは言えず、及びその具体的適用について著しく妥当性を欠くものでない限り、裁量権の逸脱や濫用の違法があるとは言えないと解する。

これを本件についてみると、まず、本件各基準の内容については、法の趣旨に反するような内容は認められない。

次に、事務取扱い要領2、(1)、エの「申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近3ヶ月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。」の規定について、雇用の形態如何にかかわらず、就労による給与について月次の支給日や支給される（支給された）額が確定的に記載されている資料を処分庁が用いて当該受給者の申請日の属する月の収入状況を把握すること、当該客観的な資料を用意できる状況をして処分庁において確実に申請日の属する月の収入が推計できる場合にあたるとすることについては、申請によって審査が開始される給付行政の性質からして、具体的な処分場面においても一定の裁量が認められるものであって、申請時の事情により行政の判断が

異なることについては許容されるものであり、これらの具体的適用については相当性を欠くものではない。

また、事務取扱い要領 2、(1)、エの「毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近 3 か月間の収入額の平均に基づき推計する。」の規定について、継続就労による特定の収入において、収入を得ることが想定されている一定の期間における各月で得ることになる収入月額が、その各月ごとに変動している場合で、当該収入を得ている者において申請日の属する月単体の就労収入を申請時点でまだ得ていないために確実に推計することが困難なときにおいて、申請日の属する月の額を推定するにあたり、各月による変動を見込むために、確定している直近 3 か月間の期間の各月の合算から平均就労収入月額を算出することについては、公平かつ簡易迅速な給付に向けた処理が求められる給付行政の性質からして、変動性を見込みを踏まえることについては許容されるものであり、この具体的適用についても相当性を欠くものではない。

さらに、事務取扱い要領 2、(1)、エの「申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。」の規定及び支給期間中に常用就職できなかった受給者による、常用就職ではない短期間（期間の定めが 6 月未満）のアルバイトによる就労に係る期間延長申請月の収入額が、収入要件の基準額を超過した場合の規則第 10 条第 3 号該当性の判断についても、不合理とまでは言えない。

以上から、本件各基準の具体的適用については著しく妥当性を欠くものではない。

よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 その他

なお、審査請求人は、上記第 3、1、(2)のように「延長申請月の収入額についても大阪市での生活保護費 1 か月分よりも少ない額で打ち切りは適法ではない」旨主張するが、生活困窮者住居確保給付金は法に基づき支給されているものであり、生活保護法に基づく保護費とは性質を異にするものであることから、審査請求人の主張に理由はない。

また、審査請求人は、上記第 3、1、(3)のように「緊急事態宣言が延長される中での打ち切りは収入が確保できず違憲違法である」旨主張するが、本件処分が憲法に反するかどうかの判断は審査庁の権限外であり、ゆえに大阪市行政不服審査会の調査審議の対象にはならないところ、なお行政不服審査法による審査請求については当該審査請求に係る処分が法令の規定に従った適法かつ妥当なものであるかを審理判断するものである点を踏まえ本件事件記録をみても、本件において法の規定に照らし特に不合理な点を示す事情も見受けられないことから、いずれにしても審査請求人の主張に理由はない。

第 6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年10月13日

審査庁 大阪市長 横山 英幸